

第88号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定める。

令和6年12月20日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

一般職の職員に準じ、芦屋市議会議員の期末手当に係る支給率を改定するため、こ
の条例を制定しようとするもの。

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225を、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>

改正後	改正前
員の職にあつたものとみなす。	
(略)	(略)

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合は100分の225</u> を、 <u>12月に支給する場合は100分の235</u> を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。
(略)	(略)

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、芦屋市議会議員の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

期末手当の支給率を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

	(1) 改正案 (R7.4.1 施行)		(2) 改正案 (公布の日施行)		現 行	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	230 /100	230 /100	225 /100	235 /100	225 /100	225 /100

3 施行期日等

- (1) 2の表中(2)の規定 公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
- (2) 2の表中(1)の規定 令和7年4月1日
- (3) 2の表中(2)の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。